

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う
設備・運営基準等について
(答申)

八王子市子ども・子育て支援審議会
平成 26 年 11 月

1 児童福祉施設の設備及び運営の基準について

○本来、児童福祉施設の設備及び運営の基準については、中核市移行に伴い条例制定する基準であるが、この児童福祉施設のうち保育所に関する基準については、新制度施行に伴い制定・改正する条例と密接に関連するとともに、基本となる基準であるため、審議を重ねてきたところである。

(1) 助産施設

①国基準どおりとする。

(2) 母子生活支援施設

①国基準どおりとする。

(3) 保育所

①乳児室の面積は、国基準では、乳児1人につき1.65㎡以上と定められているところであるが、都条例と同様に3.3㎡以上とし、保育の質を維持・向上していただきたい。

②満2歳以上の幼児を入所させる保育所については、国基準には定められていないが、都条例と同様に「医務室」を設けることとし、保育の質を維持・向上していただきたい。

③3歳以上の幼児に対する食事の提供については、保育所外で調理し搬入する方法により行うことができることとされているが、自園調理により、アレルギー対策や食育の推進などきめ細かい対応により引き続き食の安全安心を確保していただきたい。

④保育士の数は、保育士1人が受け持つ幼児数を少なくすることで、保育の質を向上していただきたい。

⑤保育所職員の保育に関する専門性を活用し、地域の実情に応じた子育て支援事業を行っていただきたい。

2 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準について

①保育士の数は、保育士1人が受け持つ幼児数を少なくすることで、保育の質を向上していただきたい。(保育所と同様)

②3歳以上の幼児に対する食事の提供については、保育所外で調理し搬入する方法により行うことができることとされているが、自園調理により、アレルギー対策や食育の推進などきめ細かい対応により引き続き食の安全安心を確保していただきたい。

(保育所と同様)

③乳児室の面積は、国基準では、乳児1人につき1.65㎡以上と定められているところであるが、都条例と同様に3.3㎡以上とし、保育の質を維持・向上していただきたい。

(保育所と同様)

3 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について

- ①幼児に対する食事の提供については、事業所外で調理し搬入する方法により行うことができることとされているが、自園調理により、アレルギー対策や食育の推進などきめ細かい対応により引き続き食の安全安心を確保していただきたい。（保育所と同様）
- ②保育士の数は、保育士1人が受け持つ幼児数を少なくすることで、保育の質を向上していただきたい。（保育所と同様）
また、小規模保育事業B型については、認証保育所からの移行を想定し、保育従事者のうち保育士の割合を認証保育所と同程度にし、保育の質を維持・向上していただきたい。
- ③【事業所内保育事業】乳児室の面積は、国基準では、乳児1人につき1.65㎡以上と定められているところであるが、都条例と同様に3.3㎡以上とし、保育の質を維持・向上していただきたい。（保育所と同様）
- ④【事業所内保育事業】満2歳以上の幼児を入所させる保育所については、国基準には定められていないが、都条例と同様に「医務室」を設けることとし、保育の質を維持・向上していただきたい。（保育所と同様）

4 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準について

- ①国基準どおりとする。

5 保育の必要性の認定基準について

- ①事由については、ほぼ国基準どおりに既に運用されているので、引き続き保育の必要性の認定基準として、客観性、透明性を確保して運用していただきたい。

6 放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準について

審議経過

- 放課後児童健全育成事業(学童保育所事業)の設備及び運営の基準について国は、学童保育所の質の確保と事業内容の向上を目指し、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が平成25年12月25日にまとめた報告書では、集団の規模はおおむね40人、職員を2人以上配置するなどの基準が示されている。
- こうしたことから、審議会の事業部会では、国の報告書の基準を例に、本市が実施している学童保育所事業を中心に、その設備及び運営基準について審議を重ねてきたところである。
- 平成27年度以降、学童保育所事業の量の拡充と質の改善を図るため、国の定める基準を踏まえて、本市の実情に応じた基準を定め、児童の健全育成の促進に寄与するべく対応されたい。
- また、法改正により、小学校6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたが、児童の放課後の居場所は、保育支援や学習、遊び体験等のニーズに応じて、学童保育所、放課後子ども教室、児童館等、児童にとって相応しい場所でより一層の自立と成長が促されるよう総合的な放課後児童対策を推進していくことが求められている。

(1) 従事する者

- ①職員の確保については、資質を備えた指導員の確保を優先すべきである。
- ②子どもの自立と成長を促すための必要な知識、技能を向上させるための研修を受けさせたり、他事業の職員と交流することで、必要な知識の向上を図られたい。
- ③支援の単位当たり2名を配置し、そのうち1名は放課後児童支援員を配置すること。放課後児童支援員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定されている「児童の遊びを指導する者」とする。補助員は、原則放課後児童支援員の有する資格を持つ者であることが望ましい。
- ④市立学童保育所においては、20人から40人の施設については、職員1名を加算して現行の職員数と同じとし、保育の維持・向上を図っていただきたい。

(2) 支援の単位（施設規模ではなく、児童を指導する集団規模）

- ①支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

(3) 施設・整備

- ①事業の専用スペースの面積は、児童1人あたり1.65㎡以上とする。ただし、当分の間、待機児が発生する施設は、1.11㎡以上とする。
- ②体調が悪い時などに休息できる静養スペースを確保する。
- ③生活スペースにおいては、学年や男女への配慮を行う。また、必要に応じて間仕切り等で区切るなど、適切な環境を整えること。

(4) 開所日数、開所時間

- ①開所日数は、原則、一年につき250日以上とする。開所時間は、小学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上とする。
- ②利用者のニーズに応じて延長保育を行うよう努めること。